

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		公害防止統括者等の解任命令
根拠条例・規則名		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1330 )
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		